

利用規約

第1条（目的及び定義）

1. 本規約は、クルソグ実行委員会（以下「本会」といいます）が提供する、「クルソグ」（以下「本サービス」といいます）のセミナーやワークショップ等のうち、次項に定める本サービス会員以外に解放されるプログラム（以下「一般プログラム」といいます）の提供条件等について定めることを目的とします。
2. 本規約に定める以下の用語は、本項に定める定義によるものとします。
 - ① 「申込者」とは、第3条に基づき一般プログラムへ参加するに申し込みを行う者をいいます。
 - ② 「本サービス会員」とは、クルソグに企業としての参加をクルソグ実行委員会に認められ、株式会社野村総合研究所が提供する WELL plus+サービスを利用するためのユーザ登録の申込みを行い、ID発行を受けた者をいいます。
 - ③ 「一般参加者」とは、一般プログラムに申込み、参加する本サービス会員以外の者をいいます。
 - ④ 「個人情報」とは、本会が申込者より取得する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める「個人情報」に該当するものをいいます。
 - ⑤ 「コンテンツ実施者」とは、セミナーやワークショップ等の各種プログラムを本サービスの枠組みの中で提供する人および法人等の実施主体をいいます。各一般プログラムにおけるプログラム内容の決定、インストラクターの手配および安全管理等、運営上の一切の責任はコンテンツ実施者がそれを有します。

第2条（サービス内容）

1. 一般プログラムの業務運営は、クルソグ実行委員会事務局（以下「事務局」）がこれを担います。
2. 事務局は、コンテンツ実施者に代わり一般プログラムの運営に関する以下の業務を行います。
 - ① 申込者募集および登録受付業務
 - ② 参加費代行回収業務
 - ③ 一般プログラム参加受付サイト運営管理
 - ④ その他、上記に付帯する業務
3. 一般参加者は、本規約等に従って、一般プログラムに参加することとします。
4. 本会は、本会所定のウェブサイト上で告知することにより、いつでも一般プログラムの内容を変更することができるものとします。一般参加者は、当該変更により既存の一般プログラムに参加できなくなる可能性があることおよびユーザに不利益が生じる可能

性があることを予め承諾し、これに異議をとなえないものとします。

5. 本会は、法令等の新設、改廃により一般プログラムの内容の変更が必要となる場合、いつでも一般プログラムの内容を変更することができるものとします。一般参加者は、当該変更により既存の一般プログラムが利用できなくなる可能性があることおよび一般参加者に不利益が生じる可能性があることを予め承諾し、これに異議をとなえないものとします。

第3条（一般プログラムへの申込み）

1. 申込者は、本規約等に定める条件に同意したうえで、本会所定の方法により一般プログラムの参加申込を行うものとします。一般プログラムに参加申込をされた時点で、申込者が本規約等に同意したものとみなします。
2. 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合、当該申込者は法定代理人の同意を得て一般プログラムの参加申込を行うものとします。

第4条（参加申込みの取消し）

1. 本会は、一般参加者が以下の項目のいずれかに該当する場合、当該一般参加者に事前に通知することなく、直ちに申込みの取消しをできるものとします。
 - ① 本会への申告、届け出内容に虚偽があった場合。
 - ② 過去に本規約違反などにより受講資格停止処分されている事が判明した場合。
 - ③ 理由の如何に関わらず、一般プログラムの運営に支障があると本会が判断した場合。
 - ④ 本規約に違反した場合。
 - ⑤ 一般参加者が、登録時点で暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であったこと、または登録後に暴力団等になったことが判明した場合。
 - ⑥ その他、本会が一般参加者として不適格と判断した場合。
2. 本会が前項の措置をとったことにより、当該一般参加者が本会を利用できなくなり、これにより当該一般参加者または第三者に損害が発生したとしても、本会は一切の責任を負いません。また、前項各号の各項に該当する行為によって本会および第三者に損害が生じた場合、参加申込みを取り消された後であっても、当該一般参加者はすべての法的責任を負うものとします。

第5条（禁止事項）

1. 一般参加者は、一般プログラムの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する事項（以下「禁止事項」といいます）を行ってはならないものとします。一般参加者が禁止事項を行ったことに起因して一般参加者に不利益が生じたとしても本会は一切の責任を負わないものとします。また、本会は、一般参加者が禁止事項を行ったことにより損害を

被ったときは、一般参加者に対して当該損害の賠償を求めることができますものとし、

- ① 一般プログラムその他本会が提供するソフトウェア等当社又は第三者の知的財産権等を侵害する行為
 - ② 第三者の財産、プライバシー又は肖像権等を侵害する行為
 - ③ 第三者を差別又は誹謗中傷する行為
 - ④ 当社又は第三者の信用若しくは名誉を毀損する行為
 - ⑤ ウィルス・プログラム、その他の有害プログラム等を送信又は掲載する行為
 - ⑥ 一般プログラムを通じて提供される情報、コンテンツを第三者に提供する行為
 - ⑦ 本会又は第三者の機器、設備等若しくは一般プログラム用の設備の利用又は運営に支障を及ぼす行為、その他一般プログラムの正常な運営を妨げ、又は支障を及ぼす行為
 - ⑧ 本規約等又は法令若しくは公序良俗に違反する行為
 - ⑨ 本会又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為
 - ⑩ 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為
 - ⑪ 第三者になりすます行為、その他第三者の情報を不正に送受信する行為
 - ⑫ その他、上記各号の行為に準ずる行為又は該当するおそれのある行為
2. 前項の禁止行為によって生じた第三者との紛争については、すべて一般参加者の責任と費用により解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとします。
 3. 一般参加者が一般プログラム参加中に事故・盗難被害にあう等により損害が生じた場合は、一般参加者およびコンテンツ実施者は両者間で解決するものとし、本会は一切の責任を負いません。但し、本会の責に帰すべき事由により損害が生じた場合には、本会は、当該一般プログラムの参加費相当額を限度として賠償責任を負うものとします。

第6条（個人情報取り扱い）

本会は、別途定める個人情報保護方針に従って、受講生の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第7条（自己責任）

1. 一般参加者は、一般プログラムが一般参加者の健康管理等をサポートすることを目的とするサービスであり医療行為または医療行為の補助の提供を目的としたものではないことを理解したうえで、自己の責任において一般プログラムに参加するものとします。
2. 一般参加者は、自己の責任において一般プログラムを通じて本会または第三者が提供するコンテンツ、その他の情報を利用するものとします。
3. 一般参加者に何らかの傷病、障害、妊娠、その他心身の不調や変調ある場合は、予め医師にご相談のうえ、自己の責任において一般プログラムの利用の是非をご判断ください。

第8条（知的財産権）

1. 本会が提供する全ての一般プログラム及びソフトウェア、本サービス上で提供される情報又はコンテンツ、画面デザイン、ロゴ等（以下総称して「提供コンテンツ」といいます）に関する著作権や商標権などの知的財産権、その他一切の有体・無体の財産権（以下「知的財産権等」といいます）は、本会又は本会に対し使用許諾している第三者（以下総称して「権利者」といいます）に帰属するものとします。
2. 一般プログラムは、本会が許諾する本サービスの利用のために許容される場合を除き、権利者の事前の書面による許可なく、提供コンテンツの全部若しくは一部を複製、複写、転載、改変し、又は販売、再配布等することはできません。

第9条（権利義務譲渡の禁止等）

一般参加者は、一般参加者として有する権利または義務を第三者に譲渡し、名義変更、承継その他の方法により処分し又は担保に供する行為を行うことができません。

第10条（一般プログラムの中断、延期、中止）

1. コンテンツ実施者の判断により一般プログラムを中断、延期または中止する場合には、コンテンツ実施者および一般参加者は両者誠実な協議の上で対応方法を決定し、速やかに本会事務局に報告するものとします。
2. 前項の対応に起因して一般参加者が被った損害について、本会は一切その責任を負わないものとします。

第11条（本会の判断による一般プログラムの中断、延期、中止）

1. 本会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、一般参加者およびコンテンツ実施者に事前に通知することなく一般プログラムを一時的に中断、延期、中止できるものとします。
 - ① 設備等の保守を緊急に行う場合。
 - ② 火災、停電等により一般プログラムの提供ができなくなった場合。
 - ③ 天災地変等の不可抗力により一般プログラムの提供ができなくなった場合。
 - ④ その他、運用上または技術的に本会が一般プログラムの中断が必要と判断した場合。
2. 本会は、前項により一般プログラムの一時中断等が発生したとしても、これに起因して一般参加者およびコンテンツ実施者が被った損害について一切その責任を負わないものとします。
3. 本会は、前項に伴う返金はしないものとします。

第12条（規約の変更）

1. 本会では、本会所定のウェブサイト上で告知することにより、一般参加者の了承を得ることなく本規約を変更・追加することがあります。変更後の規約は、一般参加者に掲示した時点より効力を生じるものとします。
2. 強行法規の改定等により、本規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

第13条（準拠法と裁判管轄）

1. 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
2. 本規約に関するいかなる紛争も東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

[2017年6月27日 クルソグ実行委員会]